２０２２年４月１日現在適用中

（ 別 紙 ２ ）	住宅ローン

連生団体信用生命保険概要

○連生団体信用生命保険とは、ご夫婦または所定の書類を提出可能な同性パートナー同士による連帯債務で、債務者のどちらか一方が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われる保険です。保険金は債務の一括返済に充当されます。

項　　目	内　　容
１．幹事保険会社	明治安田生命保険相互会社
２．保険契約者	一般社団法人全国地方銀行協会
３．被保険者	ご夫婦または所定の書類を提出可能な同性パートナー同士による連帯債務で連生団体信用生命保険付帯の住宅ローンをお申込みのお客さま 加入時年齢が 18 歳以上 70 歳以下の方（付保年齢は 80 歳以下）
４．保険金受取人	当行
５．保障開始日	ご融資実行日または事務幹事会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い日 注．中途加入、中途脱退は不可とする。
６．保険金支払事由	被保険者のどちらか一方において保障開始日以降に次の保険事故が発生した場合。 （１）死亡保険金 保険期間中に死亡したとき。 （２）リビング・ニーズ特約保険金 保険期間中に余命６ヵ月と診断されるとき。 （３）高度障害保険金 保障開始日以降の傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかの高度障害状態になったとき。 Ａ．両眼の視力を全く永久に失ったもの。 Ｂ．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。 Ｃ．中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 Ｄ．胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 Ｅ．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 Ｆ．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 Ｇ．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 Ｈ．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの。
７．保険金額	支払事由発生時の住宅ローン残高相当額
８．保険料	不要 注．住宅ローンの融資利率は、年 0.2%上乗せとなります。
９．その他	・一部お取扱い対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問合せください。 ・債務者のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し、住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

以　上